

小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施要領

(目的)

第1条 近年、高齢化や人口減少の本格化により、農業者が減少し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。そこで、認定農業者等の担い手が不在である地域において、効率的な営農継続に資する農業機械の導入を支援することで、小規模農業者による効率的な営農継続のモデルとなる地域を創出するための実証を行う。

(事業実施地区)

第2条 事業実施地区は、原則として、地域計画が策定されている地域と一致させるものとし、地域計画における「地域内の農業を担う者一覧」に認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者(以下「認定農業者等」という。)が掲げられていない地域であることとする。なお、農地の集積・集約化に資する場合には、複数の地域計画が策定されている地域を併せて事業実施地区とすることができるものとする。この場合、事業実施地区内の全てが上記の要件を満たす地域計画であることとする。

(事業実施主体)

第3条 事業の実施主体は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた者(認定農業者等を除く)のうち、第7条による目標年度において事業実施地区内の経営面積が0.5ha以上の者とする。

(事業の内容)

第4条 知事は、効率的な営農継続に必要となる農業用機械の導入に係る経費であって、次条の補助対象経費に規定するもののうち、必要かつ適当と認めるものについて、三重県補助金等交付規則(昭和37年4月1日三重県規則第34号。以下「交付規則」という。)及び農林水産部関係補助金等交付要綱(平成24年3月30日付け三重県告示第249号。以下「交付要綱」という。)及び担い手支援課関係補助金等交付要領(以下「交付要領」という。)に基づき、予算の範囲内において補助する。

2 前項の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1)単年度で完了すること。

(2)事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

導入を予定している機械が中古機械である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、知事が適正と認める価格で取得されるものであること。

(3)原則として、導入を予定している機械は、法定耐用年数がおおむね5年以上のものであること。

ただし、導入を予定している機械が中古機械である場合には、上記に加え、中古資産耐用年数が2年以上のものであること(法定耐用年数を経過したものについては、販売店等による2年間以上の保証があるものに限る。)

(4)原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

(5)導入を予定している機械が、事業実施主体の第7条による成果目標の達成に資するものであること。

(6)導入を予定している機械が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査(以下「安全性検査」という。)の対象となっているトラクター、田植機、コンバイン又は乾燥機のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものである場合には、安全性検査に合格したものの中から選定されたものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、効率的な営農継続に必要となる農業用機械の導入に係る経費で、かつ証拠書類によって発注、納品、支払いの金額、時期、内容が確認できるものとする。

2 補助金額は、事業に要する経費(税抜)の2分の1以内とし、上限金額は100万円とする。なお、補助金額の算定は千円未満を切り捨てること。

(国補助金との重複受給の禁止)

第6条 前条に規定する補助対象経費に対して、本補助金と重複して国補助金の交付を受けてはならない。市町による補助金を受ける場合においては、本補助金との補助金の総額が総事業費を超えないものとする。

(成果目標)

第7条 本事業の成果目標は、事業実施地区内における経営面積の拡大とし、目標年度は、第9条による事業実施計画の承認を受けた年度の翌々年度とする。

(事業実施計画の承認申請)

第8条 事業実施主体は、別記様式1及び2により事業実施計画を作成し、市町を經由して、知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画には、配分基準表(別添)においてポイント化した項目、成果目標に係る現状、目標について、客観的な資料を添付すること。

(事業実施計画の承認)

第9条 知事は、前条により提出された事業実施計画の内容を審査し、適当であると認められる場合は、当該計画を承認するとともに、その結果を市町を経由して、事業実施主体へ通知するものとする。

(事業実施計画の重要な変更)

第10条 事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、第8条及び第9条の手続に準じて、承認を得るものとする。

- (1)成果目標の変更
- (2)事業実施地区の変更
- (3)事業内容の変更

(事業の着手)

第11条 事業の着手は、交付規則第4条の規定による補助金等の交付決定(以下「交付決定」という。)後に行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事由により、交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、交付要領第13条の規定に基づき、交付決定前着手届(交付要領第9号様式)を知事に提出するものとする。

- 2 前項の事業の着手に当たっては、中古機械を含め、自ら一般競争入札、複数(原則3者以上)の業者からの見積もり徴取等により、事業費の低減を図るものとする。
- 3 第1項の事業に着手したときは、速やかにその旨を着手届(別記様式3)により、知事に届け出るものとする。

(事業の完了)

第12条 事業実施主体は、事業完了後速やかに、別記様式1により事業完了報告書を、市町を経由して、知事に提出するものとする。

(事業実施状況の報告)

第13条 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、毎年度、翌年度の6月末までに、別記様式4及び5により事業実施状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項による報告を受けた場合には、その内容について点検し、成果目標の達成が困難と判断した場合等は、当該事業実施主体に対して別記様式6により改善計画を提出させ、改善が行われるよう指導するものとする。
- 3 知事は事業実施主体に対し、第1項及び前項に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。
- 4 目標年度の前年度までに成果目標が達成された場合については、翌年度以降、知事への事業実施状況報告書の提出は要しないものとする。
- 5 事業実施状況報告書については、交付要綱第2条に規定する期間(財産処分制限期間)において成果目標が達成されるまで提出させるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附 則(令和7年6月6日付け農林水第11-221号)

この要領は、令和7年6月6日から施行する。

附 則(令和7年10月14日付け農林水第11-505号)

- 1 この要領は、令和7年10月14日から施行する。
- 2 この通知による改正前に実施した又は実施している事業については、なお従前の例による。

附 則(令和8年6月16日付け農林水第11-207号)

- 1 この要領は、令和8年6月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前に実施した又は実施している事業については、なお従前の例による。

別添

配分基準表

項目	配点の水準	点数
①経営面積の拡大	事業実施地区内において、事業実施主体が利用権の設定等又は農作業の受託（特定農作業受託のみ）をして、現状より拡大される経営面積に応じて配点する。	1 ha 以上… 5 点 0.5ha 以上… 4 点 0.3ha 以上… 3 点 0.2ha 以上… 2 点 0.1ha 以上… 1 点
②事業実施地区内のシェア率	事業実施地区の地域計画の区域内の農用地等面積における目標年度の事業実施主体の経営面積の割合に応じて配点する。	10%以上… 5 点 5 %以上… 4 点 3 %以上… 3 点 2 %以上… 2 点 1 %以上… 1 点
③中山間地域における取組	事業実施地区が「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域である。	1 点を加点する。
④営農継続性	事業実施主体が個人である場合、年齢が 65 歳未満である。 事業実施主体が法人・団体の場合、役員もしくは構成員の過半が 65 歳未満である。 いずれの場合も、事業実施年度の 4 月 1 日時点の年齢とする。	1 点を加点する。

(別記様式1)

令和 年 第 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地：
氏名又は名称及び代表者氏名：

令和〇年度小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施計画の承認（変更）申請について

小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施要領第8条の規定に基づき、事業実施計画の承認（変更）を申請します。

(添付資料)

- ・ 事業実施計画（別紙）
- ・ 役員等に関する事項（別記様式2）
- ・ その他必要な資料

(注) 事業完了報告書を提出する場合には、件名の「事業実施計画の承認申請」を「事業完了報告書の提出」とし、本文の「第8条の規定に基づき、事業実施計画の承認を申請します」を「第12条の規定に基づき、事業完了報告書を提出します」としてください。

(別記様式3)

令和 年 月 日
第 号

三重県知事 へ

住所又は所在地：
氏名又は名称及び代表者氏名：

令和〇年度小規模農業者による地域営農継続モデル事業に係る着
手届について

小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施要領第11条第3項の規定に
基づき、下記のとおり事業着手しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械名等）	
事業費（円）	
着手年月日	
完了予定年月	

(別記様式4)

令和 年 第 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地：
氏名又は名称及び代表者氏名：

小規模農業者による地域営農継続モデル事業の実施状況報告書
(○年度目)の提出について

小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施要領第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

(注) 関係書類として、別記様式5を添付すること。

(別記様式6)

令和 年 第 月 日

三重県知事 あて

住所又は所在地：
氏名又は名称及び代表者氏名：

小規模農業者による地域営農継続モデル事業の事業実施に関する改善計画について

○年度において実施した小規模農業者による地域営農継続モデル事業について、事業実施計画の成果目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので報告します。

記

市町名	事業実施地区名	事業実施年度	目標年度

成果目標の未達成理由等

項目	目標未達成となった 主な理由等	目標達成に向けた改善措置 及び目標達成見込時期等
事業実施地区内の 経営面積の拡大		

〔記入要領〕

「目標達成に向けた改善措置及び目標達成見込時期等」欄については、これまでの達成状況等の推移を踏まえ、具体的な改善措置の内容、目標達成の見込みとその時期について記入する。

(別記様式5)

小規模農業者による地域営農継続モデル事業実施状況報告書(○年度目)

市町名	事業実施地区名	事業実施年度	目標年度	事業実施主体

I 成果目標

(単位:ha、%)

項 目	現状	目標達成状況(上段:目標、下段:実績)(ha)								○年度目 達成状況 (%)
		1年度目	2年度目	3年度目 (目標年度)	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	
事業実施地区内の 経営面積の拡大										

II 達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)

--

[記入要領]

- Iの「現状」欄は、事業実施計画(完了報告書)の3.成果目標の「現状」を記入する。「達成状況」欄の上段は、事業実施計画(完了報告書)の3.成果目標の「目標」を記入し、下段は、当該年度の実績を記入する。「○年度目の達成状況(%)」欄は目標に対する達成状況を記入する。
- Iの成果目標達成状況の達成率は、(実績-現状)/(目標-現状)×100により求めるものとする(小数第2位は切り捨て、小数第1位まで記入する。)
- IIの「達成状況に関する事業実施主体の所見(評価)」欄は、成果目標の達成状況を勘案して記入するものとし、達成に立ち遅れがある場合には、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取り組み内容を記入すること。
また、目標年度以降において目標が達成されていない場合は、別途、別記様式6により未達成となった理由を整理し、目標達成に向けた具体的な改善措置及び達成見込時期等を記入するとともに、今後の取組方向を記入する。

第61号様式

令和〇年度小規模農業者による地域営農継続モデル事業 計画（実績）書

1. 事業実施主体の概要

市町名		事業実施地区名 (地域計画名)	
氏名又は名称		代表者名 (法人・団体の場合)	
住所又は 主たる事務所			
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

2. 事業の必要性、目的及び期待する効果

--

3. 成果目標

項目	現状（〇年度）	目標（〇年度）A	拡大面積（目標－現状）
事業実施地区内の経営面積の拡大	ha	ha	ha

4. 事業の内容

(1) 総括

区分	総事業費（税込）	総事業費（税抜）	負担区分			備考
			県補助金	市町補助金	自己資金等	
機械導入	円	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	円	

(注1) 県補助金＝総事業費（税抜）×1/2（千円未満切り捨て）以内、上限100万円。

(注2) 計画の変更及び実績書では、2段書き（上段：変更前の値を括弧書き、下段：変更後の値）とすること。

(2) 導入機械

番号	導入機械の名称	規格能力・台数	導入時期	機械設置・保管場所	規模決定の根拠	金額（税抜）
1						円
2						円
3						円

(注1) 記載に当たり必要に応じて行を削除・追加してください。

(注2) 計画の変更及び実績書では、2段書き（上段：変更前の値を括弧書き、下段：変更後の値）とすること。

5. ポイント算出

①経営面積の拡大	②事業実施地区内のシェア率		③中山間地域における取組		④営農継続性		合計	
		区域内の農用地等面積B	シェア率(A÷B)		農業地域類型一覧表の該当旧市区町村名	年齢(令和〇年4月1日時点)		
点	点	ha	%	点		点	歳	0 点

6. 事業完了(予定)年月日 令和〇年〇月〇日

(注) 計画書では「事業完了予定年月日」、実績書では、「事業完了年月日」とすること。

7. 添付資料

【計画提出時】

- (1) 見積書
- (2) カタログ
- (3) 法人・団体の場合は定款等の写し
- (4) 地域計画の写し
- (5) その他、知事が必要と認める資料や事業計画の内容を補足するために必要な資料

【完了報告提出時】

- (1) 導入した機械の写真
- (2) 納品書、請求書、領収書等の写し
- (3) 財産管理台帳の写し